

公共建築物における木材の利用の促進のための計画

平成 23 年 4 月 1 日策定
平成 28 年 4 月 1 日改定
平成 30 年 7 月 20 日改定
令和 3 年 3 月 25 日改定
令和 4 年 4 月 1 日改定
環 境 省

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）及び建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和 3 年 10 月 1 日木材利用促進本部決定。以下「基本方針」という。）に基づく、「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」（平成 23 年 4 月 1 日策定。以下「環境省公共建築物木材利用計画」という。）について、下記のとおり改定する。

記

1 所管に属する公共建築物における木材の利用の方針

(1) 環境省公共建築物木材利用計画の対象

本計画は、基本方針に基づき、環境省がその所管予算により整備する公共建築物の木造化及び内装等の木質化、環境省の所管に属する公共建築物における木材を原材料として使用した備品及び消耗品並びに木質バイオマスの利用を対象とする。

(2) 環境省公共建築物木材利用計画の対象期間等

本計画は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 か年を対象期間とする。

(3) 環境省公共建築物木材利用計画の基本的方針

法第 3 条（基本理念）を踏まえ、次の①～③に取り組むものとする。

① 環境省は、基本方針に基づき、その整備する公共建築物において、率先して、可能な限り木造化又は内装等の木質化を図ることとする。

なお、本計画において、「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

② 環境省は、基本方針に基づき、その所管に属する公共建築物において使用される机、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材を原材料として使用したものの利用の推進を図ることとする。また、暖房器具又はボイラーを設置する場合は、木質バイオマスの安定的な供給の確保及び公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

③ 環境省は、基本方針に基づき、公共建築物の整備に当たって利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）及び環境省の所管に属する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む）のうち、国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）に規定する特定調達品目に該当するものについては、全ての

ものをグリーン購入法第6条第1項の環境物品等の調達に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものとするを原則とする。

2 所管に属する公共建築物における木材の利用の目標

(1) 木造化及び内装等の木質化についての目標

環境省が整備する公共建築物のうち、近年進展の見られる木材の耐火性能に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の解決状況等を踏まえ、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、原則として木造化を図る。

なお、その際、木造と非木造の混構造（部材単位の木造化を含む。）の採用も積極的に検討する。

ただし、災害時の活動拠点等を有する災害応急対策活動に必要な施設等（法令等の制限により木造化を図ることが困難であるものを含む。）は積極的に木造化を促進する対象としないものとし、この判断は、施設を構成する個々の建築物に対して行う。

また、環境省が整備する公共建築物について、関係法令等の制約により木材を利用することが困難な場合を除き、エントランスホール、情報公開窓口、記者会見場、博物展示施設の展示ブース等、直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多い部分においては、原則として内装等の木質化を図る。なお、内装等の木質化に当たっては、利用者に木の表情又は温もりによる癒しを与えられるよう配慮するものとする。

なお、第五次環境基本計画では、6つの重点戦略を設定し、「健康で心豊かな暮らしの実現」をするため、「森・里・川・海とつながるライフスタイルの変革」を目指す中で、「新たな木材需要の創出及び消費者等の理解の醸成」を図ることとしている。具体的には、直交集成板（CLT）や木質耐火部材等の新たな製品・技術の開発・普及等により、地方や都市部における中大規模建築物の木造化等の推進、公共建築物や大型店舗など地域の中核となる施設、一般家庭等における木質内装の普及、家具類、おもちゃ、日用品等における木材の利用拡大等を進めることとしているところである。

環境省が整備する公共建築物においても、木造化や内装等の木質化に当たっては、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、製材等のほか、直交集成板（CLT）や木質耐火部材等の活用、部材単位の木造化等の技術の活用に取り組むものとする。

(2) 備品及び消耗品についての目標

環境省で調達する備品及び消耗品について、関係法令、予算の制約等により木材を利用した製品を選択することが困難である場合を除き、できる限り木材が利用された製品を選択し、調達するように努めるものとする。

3 環境省公共建築物木材利用計画に基づく取組の推進のために必要な事項

本計画の推進体制については、以下のとおりとする。

- ① 環境省の所管に属する公共建築物の木材の利用の促進に向けた関係部局間の連絡・調整等を円滑に行うため、環境省公共建築物木材利用促進連絡会議（別添）を設置する。
- ② 環境省における基本方針に基づく措置の実施状況のうち、公共建築物の木材の利用に係るものについては、環境省公共建築物木材利用促進連絡会議に報告する。

(別添)

環境省公共建築物木材利用促進連絡会議について

改定 令和4年4月1日

1 趣旨

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)及び建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(令和3年10月1日木材利用促進本部決定)に基づき、環境省が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画(以下「環境省公共建築物木材利用計画」という。)が効果的に推進されるよう、環境省公共建築物木材利用促進連絡会議(以下「公共建築物省内連絡会議」という。)を設置し、省内関係部局間の円滑な連絡、調整等を行うものとする。

2 構成

公共建築物省内連絡会議の構成員は、別記のとおりとする。

3 任務

- (1) 環境省公共建築物木材利用計画の作成又は変更に関すること
- (2) 環境省公共建築物木材利用計画に基づく措置の実施の状況に関すること
- (3) 環境省公共建築物木材利用計画の推進に係る連絡又は調整に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

4 事務局

公共建築物省内連絡会議の庶務は、環境省自然環境局自然環境整備課が行うものとする。

(別記)

環境省公共建築物木材利用促進連絡会議 構成員

大臣官房 会計課長
大臣官房 秘書課地方環境室長
環境調査研修所 次長
自然環境局 総務課長
自然環境局 自然環境計画課長
自然環境局 国立公園課長
自然環境局 野生生物課長
自然環境局 自然環境整備課長 (◎)

(◎) は、議長である。

